

福岡県災害支援ナース派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の2第1項に規定する災害・感染症医療業務従事者としての看護職員（以下「災害支援ナース」という。）の被災地等への派遣（以下「派遣」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本事項)

第2条 災害支援ナースの派遣は、県と医療機関等（災害支援ナースが所属し、その派遣の合意を得た病院、診療所、訪問看護事業所、助産所等）の緊密な連携の下に行われるものとする。

(医療機関等との協定締結)

第3条 県は、災害支援ナースが所属し、その派遣の合意を得た医療機関等と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結する。

(協定締結医療機関及び災害支援ナースのリスト整備)

第4条 県は、次に掲げるリストを整備するものとする。

- (1) 前条の協定を締結した医療機関等（以下「協定締結医療機関」という。）のリスト
- (2) 厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、災害支援ナースとして登録された者のうち、協定締結医療機関に所属する者のリスト

(派遣基準)

第5条 災害支援ナースの派遣は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 県内で災害や事故等により重症若しくは中等症の傷病者が発生し、若しくは発生することが予想される場合（以下「災害等発生時」という。）又は県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある場合（以下「感染症発生時」という。）であつて、被災した医療機関等から災害支援ナースの派遣要請があり、災害支援ナースの派遣が必要と判断される場合
- (2) 国又は他の都道府県から災害支援ナースの派遣要請があり、災害支援ナースの派遣が必要と判断される場合

(派遣要請及び派遣等)

第6条 県は、派遣の必要があるときは、災害支援ナースの活動地域（市町村）、期間等を決定し、派遣の調整を行い、協定締結医療機関の管理者に対して災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 協定締結医療機関の管理者は、前項の規定による派遣要請を受けたときは、正当な理由があり派遣が困難である場合を除き、速やかに、所属する災害支援ナースを県が指定する医療機関、避難所等（以下「派遣先」という。）に派遣するものとする。

3 災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、県が設置する調整本部（「保健医療調整本部」等）が行うものとする。

4 県は、災害支援ナースを派遣した協定締結医療機関（以下「派遣元施設」という。）の管理者に対し、災害支援ナースの派遣の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(看護支援活動)

第7条 災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める規程を遵守し、関係行政機関等及び派遣先と十分に連携を図りながら、次に掲げる看護支援活動を行うものとする。

(1)災害等発生時

ア 被災した医療機関での看護業務支援

イ 避難所等における健康相談、健康管理業務及び感染症予防対策

ウ 避難所等における傷病者への対応及び医療チーム等との連携

(2)感染症発生時

ア 派遣先医療機関での看護業務支援

イ 宿泊療養施設での看護業務支援

ウ 社会福祉施設等での看護業務支援

2 災害支援ナースは、原則として、出発地から派遣先までの移動手段、関係機関との連絡手段、看護支援活動に必要な資器材及び生活手段を自ら確保するものとする。

ただし、自ら又は派遣元施設で確保することが困難な場合は、県が設置する調整本部（委託先を含む）に対し、各手段の確保に係る助言等の支援及び必要な資器材の貸与を求めることができるものとする。

3 県の調整本部（委託先を含む）は、被災地の最新の情報の把握に努め、第2項の各手段の確保に係る情報提供等を行うとともに、資器材の貸与等を行うものとする。

4 災害支援ナースは、看護支援活動に際し、活動開始前、活動中、活動終了後に生じた疑義やストレスの対処等について、県の調整本部（委託先を含む）に相談することができるものとする。

5 感染症発生時の看護支援活動については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本要綱に定めるもののほか、当該医療措置協定の定めるところによる。

（派遣終了）

第8条 県は、派遣先と協議を行った結果、派遣の必要がなくなったと認めるときは、災害支援ナースの派遣を終了する。

（実績報告）

第9条 派遣元施設の管理者は、所属する災害支援ナースが、看護支援活動を終了したときは、速やかに看護支援活動の実績を県に報告するものとする。

（費用負担）

第10条 県は災害支援ナースの看護支援活動に要した費用を負担するものとし、派遣元施設はその全部又は一部を県に請求することができる。

2 前項の看護支援活動に要した費用の範囲は、別に定める。

（保険への加入）

第11条 県は、災害支援ナースの看護支援活動に伴う事故等に対応するための必要な保険に県の負担により加入させるものとする。

2 前項の必要な保険の範囲は、別に定める。

（平時における準備）

第12条 協定締結医療機関は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県は、災害支援ナースの資質の向上を図るため、協定締結医療機関に所属する看護師に対し、研修、訓練等の機会の提供に努めるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、災害支援ナースに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

